

令和8年度ライフプラン・ワークショップ実施業務委託募集要項

1 募集の趣旨

県では、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を軽減し、本人の希望に沿ったライフイベントに積極的に対応できるよう必要な知識を得て、早い段階から自らのライフプランについて考えるための機会を提供することとしており、その企画・運営を委託する団体を募集します。

2 委託業務の内容

別紙「令和8年度ライフプラン・ワークショップ実施業務委託仕様書」のとおり

3 応募資格

次のすべてを満たす団体とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (4) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

4 委託者

鹿児島県

5 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とします。

6 委託費

4,064,500円（上限額）※消費税10%を含む。

7 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

8 企画提案について（1社あたり1案）

(1) 説明会

実施しない

(2) 参加受付

企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式2）を提出すること。

ア 提出先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係

TEL：099-286-2800

イ 提出方法

参加表明書は電子メールにより提出し、送付後に電話で到達確認を行うこと。

メール： ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp

ウ 提出期限

令和8年5月25日（月）午後5時（必着）

(3) 提出書類

ア 提出先

上記(2)アと同じ

イ 提出書類

① 団体等に関する調書

② 企画書（任意様式・A4縦）

※必須記載事項

- ・ 企画概要（業務内容・構成・実施スケジュール（全5回分）等）
- ・ 出演者（講師等）のプロフィール
- ・ ワークショップ参加企業の募集・周知の方法
- ・ 参考見積書

(4) 提出部数

6部

(5) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

(6) 留意事項

- ・ 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- ・ 提出された企画書は、受託決定後も返却しません。
- ・ 採用された企画案は、協議の上、内容変更を行う場合があります。

- ・ 提出する企画書・作品の制作費用等は、事業者の負担とします。
- ・ 参加資格のない者や提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は無効とします。
- ・ 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとします。

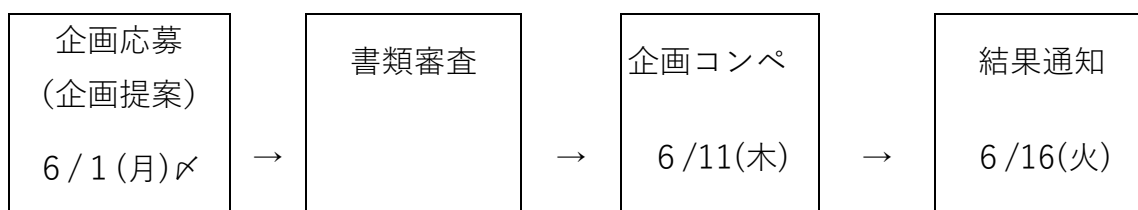
9 選定方法

提出書類による書類審査及び企画コンペ（プレゼンテーション）により選定します。
 なお、企画書の提出締め切り後に企画コンペ（プレゼンテーション）を開催します。

(1) スケジュール（予定）

| 日程 | 内容 |
|---------|---|
| 5/7（木） | 企画募集、質問等受付開始（～5/20） ※ 質問がある場合は、質問書（様式1）にて <u>子ども政策推進係(ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp)</u> へ送付ください。 ※ 質問の回答は、質問者に対して電子メールで回答するとともに、県ホームページに掲載します。 |
| 5/15（金） | 質問等 回答【1回目】※5/13（水）までの受付分 |
| 5/20（水） | 質問等 受付締め切り |
| 5/22（金） | 質問等 回答【最終】 |
| 6/1（月） | 企画書 提出締め切り ※郵送の場合、必着 ※持込の場合、17時まで |

(2) 選考方法



(3) 企画コンペ概要

- ・ 実施場所：鹿児島県庁行政庁舎
 ※オンラインでの実施を希望する場合は、企画書提出時にご相談ください。
- ・ プレゼンテーション：15分
- ・ 質疑応答：10分
- ・ 実施順：提出順を基本とします

※ 詳細は後日お知らせします。

(4) 審査基準

別紙「企画選定基準・採点表」による

10 委託上の留意事項

(1) 一括再委託は禁止

事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。

(2) 財産取得は原則不可

本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。

(3) 成果品の帰属

本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

11 契約の締結等

(1) 企画案採択後の協議

ア 企画提案書が採択された応募団体（以下「実施団体」という。）は、県と協議の上、実施に向けた協議を改めて行います。

なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合があります。

イ 県と実施団体は、協議に基づき、業務委託契約に必要な仕様書を作成します。

(2) 見積書等の提出

事業費の見積書のほか、実施団体（共同事業体の場合は全ての構成団体）は、以下の書類を県に提出します。

ア 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく、「誓約書」及び「役員等名簿」

イ 県税の納税証明書

(3) 契約の締結

県と実施団体は、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。

(4) 事業実績報告及び完了検査

ア 実施団体は、事業終了後、令和9年3月5日（金）までに事業実績報告書及び収支決算書を県に提出します。

イ 県は、実施団体からアの書類を受領した後、速やかに完了検査を行います。

(5) 事業費の請求及び支払い

ア 実施団体は、完了検査に合格した後に、県に対して事業費を請求します。

イ 事業費は、原則として完了検査後に支払いますが、必要に応じて前金で支払うこともできます。その場合は、その内容を業務委託契約書の中で定めることとします。

(6) 会計帳簿類の保管

ア 本事業の会計は、実施団体の他の経理と明確に区分するものとします。

イ 会計帳簿類(証拠書類を含む。)を、本事業の完了した年度の翌年度(令和9年度)から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。

(7) 著作権等

業務委託の実施により取得した著作権は、原則として委託元である県に帰属するものとします。

【提出先・問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県保健福祉部子ども政策局子ども政策課子ども政策推進係 担当：徳重

電 話 099-286-2800

メール：ks-suishin@pref.kagoshima.lg.jp